

告示第6号

令和5年2月20日から滋賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月26日滋賀県指令自振第4号）第11条第2項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまでの間、滋賀県後期高齢者医療広域連合公文書等の中にある滋賀県後期高齢者医療広域連合公印規程（平成19年2月1日訓令第3号）別表に規定する「滋賀県後期高齢者医療広域連合長印」の印影は、同表に規定する「滋賀県後期高齢者医療広域連合長職務代理者印」の印影とみなす。

令和5年2月17日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮 本 和 宏